

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年10月14日

支出負担行為担当官

参議院庶務部会計課長 岡崎 慎吾

◎ 調達機関番号 002 ◎ 所在地番号 13

## 1 調達内容

(1) 品目分類番号 17

(2) 購入等件名及び数量

普通乗用自動車（ハイブリッド車）交換契約  
による購入 6 輛

(3) 調達案件の特質等 支出負担行為担当官が  
「入札説明書及び仕様書」で指定する仕様による。

(4) 納入期限 平成29年3月27日

(5) 納入場所 参議院

(6) 入札方法 本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式

の入札とする。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度参議院競争参加資格  
(全省庁統一資格)「物品の販売」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であること。又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載され、当該等級に該当した者であること。
- (4) 交換購入物品を納入後、保守、点検、修理等アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

(5) 参議院から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-

16 参議院庶務部会計課契約係 佐藤 誠司

電話03-5521-7507

(2) 入札書の提出期限

平成28年12月5日17時（郵送による場合は必着のこと。）

(3) 開札の日時及び場所

平成28年12月6日11時 参議院第二別館（東棟）会計課会議室

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争に  
公告した調達物品を確実に納入できることを  
証明する書類及び性能等を証明する書類を支  
出負担行為担当官の指定する日までに提出し  
なければならない。

また、入札に参加を希望する者は、上記証  
明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の  
誓約書を提出しなければならない。

入札者は入札の日の前日までの間において  
支出負担行為担当官から当該書類に関し説明  
を求められた場合には、それに応じなければ  
ならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格  
のない者による入札及び入札に関する条件に  
違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第  
79条の規定に基づいて作成された予定価格の  
制限の範囲内で、入札説明書に定める総合評

価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) 詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Official in charge of the disbursement of the procuring entity: Shingo Okazaki, Director of the Accounts Division, General Affairs Department, House of Councillors

(2) Classification of the products to be procured: 17

(3) Nature and quantity of the products to be purchased: Regular sized Passenger Car (Hybrid Car) 6

(4) Delivery period: 27 March, 2017

(5) Delivery place: House of Councillors

(6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed t-

ender shall be those who:

- ① do not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
- ② do not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
- ③ Have Grade A or B in the sale of products in terms of the qualification for participating in tenders laid down by the House of Councillors (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2016, 2017 and 2018.
- ④ are recognized to be able to serve the purchaser with maintenance, inspection and repair of the products at his requests even after the products are purchased.
- ⑤ Do not be a person receiving a nomination stop from the House of Councillors

rs.

⑥ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

(7) Time-limit for tender: 17:00, 5 December, 2016

(8) Contact point for the notice: Seiji Sato, Contract Section, Accounts Division, General Affairs Department, House of Councillors, 1-11-16 Nagatacho, Chiyodaku, Tokyo 100-0014 Japan.

TEL 03-5521-7507